平成２５年（フ）第２８４号
和歌山県和歌山市匠町48番地ブラクリ丁会館205、開始決定時の住所大阪府泉佐野市長滝4051番地の８
破産者　戎谷　玲子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
広島市東区戸坂数甲２丁目９番６号
破産者　佐藤　幹雄
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８６号
広島市中区土橋町４番24―802号
破産者　檜木　靖志
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７３号
鹿児島県いちき串木野市港町104番地
破産者　三善　涼子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市草牟田町３番地20　リバーサイド草牟田405号
破産者　谷頭　康徳
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８号
青森県八戸市大字是川字新田３番地41
破産者　山田　　實
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
茨城県常陸太田市岡田町167番地の２
破産者　中村　　守
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４９２号
横浜市都筑区川和町1172番地５
破産者　平杉　東晤
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県海津市平田町高田1012番地１
破産者　中島　　毅
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
岐阜県大垣市野口１丁目65番地１
破産者　寺田　清治
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３号
岐阜県海津市海津町札野916番地18
破産者　織田　康弘
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８号
静岡県掛川市肴町２番地６、住民票上の住所静岡県掛川市肴町２番地の８
破産者　伊藤　はつ
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
京都市中京区夷川通富小路西入俵屋町304番地
破産者　辻　　栄一
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
京都市左京区下鴨中川原町19番地
破産者　福永　　剛
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地16棟206号
破産者　田村　静夫
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
岡山県倉敷市福田町古新田679番地３　グランドハイム福田201号室
破産者　長尾　裕也
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８２３号
広島市中区袋町４番37―306号
破産者　北野　光市
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５４号
広島市佐伯区五日市１丁目８番29―303号
破産者　門脇　修二
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
広島県呉市安浦町女子畑2328番地３、住民票上の住所広島県呉市川尻町小用１丁目４番23号
破産者　小原　祐二
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２２９号
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島684番地３、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字北之組60番地
破産者　兵庫　安一
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部